

# 盛土規制法説明会開催のお知らせ

京都府(京都市域除く)では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の規定に基づき、府全域を規制区域に指定し、同法に基づく許可等の本格的な運用を令和7年5月1日から開始しています。

つきましては、盛土規制法説明会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

## <中丹地域(福知山市・舞鶴市・綾部市)>

1 日 時	令和7年8月28日(木) 午後2時から午後4時(受付開始午後1時30分)
2 場 所	舞鶴総合庁舎 3階 大会議室 所在地:舞鶴市字浜 2020
3 内 容	・法改正背景及び法の概要 ・規制区域の指定及び規制内容 ・土木事務所・農林部局・保健所からのお知らせ
4 対 象	土地(宅地・農地・森林)の造成及び土石の堆積に関わる方
5 申し込み方法 定員:50名 参加費:無料	8月22日(金)までに、京都府 HP からお申し込みください。 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/morido/setsumeikai.html">https://www.pref.kyoto.jp/morido/setsumeikai.html</a> 申し込み多数の場合は、調整させていただきますので 予めご了承ください。



※他の地域でも同様の説明会を実施します。京都府 HP をご確認ください。

## <会場のご案内>



駐車場の台数に限りがありますので、乗り合わせ  
又は公共交通機関でお越しください。

問い合わせ等

京都府建設交通部建築指導課

TEL 075-414-5347

京都府中丹東土木事務所建築住宅課

TEL 0773-42-8785